

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学学則（平成16年規則第8号）第5条の2第2項の規定により、大分大学（以下「本学」という。）における感染症に関する研究力強化を戦略的に推進し、本学ひいては我が国の感染症研究基盤の強化・充実に資することを目的として設置する、大分大学グローバル感染症研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 感染症関連の研究に関すること。
- (2) 感染症関連の医療に関すること。
- (3) 感染症関連の人材育成に関すること。
- (4) 感染症関連の研究体制の構築及び強化に関すること。
- (5) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 センターに、次の各号に掲げる研究部門を置く。

- (1) インバウンド・アウトバウンド医学研究部門
- (2) ワンヘルス研究部門
- (3) 感染症病態研究部門
- (4) ゲノムワイド感染症研究部門

第3条の2 センターにおける共同利用・共同研究を支援するため、研究支援部門を置く。

2 研究支援部門に関する事項は別に定める。

(構成)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各研究部門長
- (4) 研究支援部門長
- (5) 研究支援副部門長
- (6) 主担当の教員
- (7) 兼担の教員
- (8) その他センター長が必要と認める者

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、本学の教員のうちから学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

- 2 副センター長は、本学の教員のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 各研究部門及び研究支援部門に部門長を置く。

- 2 部門長は、センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副部門長)

第7条の2 研究支援部門に副部門長を置く。

- 2 副部門長は、センター長が指名する者をもって充てる。
- 3 副部門長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 副部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(主担当及び兼担の教員)

第8条 主担当及び兼担の教員は、センターの業務を行う。

- 2 主担当の教員の選考は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号）に基づき、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学グローバル感染症研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(運営協議会)

第10条 センターの運営及び将来構想並びに共同利用・共同研究の実施について評価及び提言を行うため、大分大学グローバル感染症研究センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究委員会)

第11条 センターに、センター長の諮問に応じて共同研究の実施に関する重要事項を審議するため、大分大学グローバル感染症研究センター共同研究委員会（以下「共同研究委員会」という。）を置く。

- 2 共同研究委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究支援委員会)

第12条 センターにおける円滑な共同利用・共同研究の推進を図るため、研究支援部門に研究支援委員会を置く。

- 2 研究支援委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年グローバル感染症研究センター規程第1号）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年グローバル感染症研究センター規程第2号）
この規程は、令和5年1月1日から施行する。